浜松市歩道橋ネーミングライツ審査会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、道路施設である歩道橋の持続可能な維持管理体制を整えるとともに、 民間企業による地域活動、社会貢献の場を提供することを目的として歩道橋に企業名等 の名称(以下「通称名」という。)を付けることが出来る権利(以下「ネーミングライツ」 という。)を付与するにあたり、その設置許可等に関する決定を行うため、関係行政機関 等で構成する浜松市歩道橋ネーミングライツ審査会(以下「審査会」という。)について 必要な事項を定める。

(所掌事項)

- 第2条 審査会は、次の各号に掲げる事項について決定する。
 - (1) 対象施設の決定、通称名の標示内容及び契約等事務手続きの取扱いに関する事項
 - (2) 前号に定めるもののほか、通称名の設置に関し指導監督上必要と認められる事項
 - (3) 提案された地域活動、社会貢献案に関する事項

(組織)

第3条 審査会は、別表1に掲げる者を委員として組織する。

(会長)

- 第4条 審査会に会長を置き、道路保全課長をもって充てる。
 - 2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指定する者が、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 審査会は、公募を行う際、公募によりネーミングライツの募集をした歩道橋に対 し通称名の応募があったとき等とし、会長が召集する。
 - 2 審査会の司会は会長が行う。
 - 3 審査会は、委員又はその代理人の過半数が出席して開くものとする。
 - 4 審査会の議事は出席者全員の意見が一致した場合に限り決するものとする。
 - 5 契約期間満了に伴う継続手続きの可否など、その決定について会議開催の必要がないと会長が判断したときは、各委員が事務局から配信される委員への意見照会に対し、その回答を事務局に報告することで充てることが出来るものとする。

(関係者の意見等)

第6条 審査会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明 を聞くことができる。

(会議の非公開)

第7条 審査会の会議は、非公開とする。

(会議の記録)

第8条 会長は、会議の概要を記録し、保管しておくものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、その都度会長が審査会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成25年8月21日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

関係機関等		職名
浜松市	都市整備部	土地政策課長
	土木部	道路企画課
		道路保全課
		南土木整備事務所長
		北土木整備事務所長
		東・浜北土木整備事務所長
		天竜土木整備事務所長